

○個人情報保護委員会告示第九号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第三百九号）の施行に伴い、及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年九月三十日

個人情報保護委員会委員長 手塚 悟

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (行政機関等編)	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (行政機関等編)
目次	目次
[略]	[同左]
【凡例】	【凡例】
[略]	[同左]
※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条 番号は、本ガイドラインの公表日（令和8年9月30日）時点の条番号 を示すものとする。	※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条 番号は、本ガイドラインの公表日（令和8年7月31日）時点の条番号 を示すものとする。
1～4 [略]	1～4 [同左]
5 個人情報等の取扱い	5 個人情報等の取扱い
5－1・5－2 [略]	5－1・5－2 [同左]
5－3 安全管理措置等	5－3 安全管理措置等
5－3－1 安全管理措置	5－3－1 安全管理措置

(1) [略] (2) 行政機関の長等の安全管理措置義務の準用 [略] (※1) ① 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）第19条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）第18条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号）<u>第16条若しくは附則第22条若しくは第29条</u>又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号）第17条の3において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定に基づき行う業務（政令第19条第1項第1号） ②～⑨ [略] (※2)・(※3) [略] 5-3-2 [略] 5-4～5-7 [略] 6～11 [略]	(1) [同左] (2) 行政機関の長等の安全管理措置義務の準用 [同左] (※1) ① 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）第19条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）第18条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号）<u>第16条</u>又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号）第17条の3において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定に基づき行う業務（政令第19条第1項第1号） ②～⑨ [同左] (※2)・(※3) [同左] 5-3-2 [同左] 5-4～5-7 [同左] 6～11 [同左]
備考 表中の[]の記載は注記による。	

附 記

このほか、公衆の健康を損なう